

東京経済大学父母の会修学支援奨学金内規

制定 2001年11月 3日

改正 2004年10月30日

2010年 4月 1日

2011年 4月 1日

2014年 5月10日

2022年 4月 1日

(目的)

第1条 この奨学金は、家計支持者である正会員の死亡・病気・倒産・失職（自己都合を除く）又は災害・火災等の罹災、その他の事由による家計急変により学業の継続が困難な学生に対し、奨学金を給付することにより、修学を支援することを目的とする。

(受給対象者)

第2条 この奨学金の受給対象者は、東京経済大学（以下「大学」という。）の学部在学する学生とする。

(金額)

第3条 この奨学金は、大学の定める「東京経済大学学生緊急経済支援制度」における緊急給付対象者に、以下のとおり給付する。

- (1) 「東京経済大学学生緊急経済支援制度規程による緊急給付実施基準」（以下「実施基準」という。）第3条第1項(1)該当者 20万円
- (2) 「実施基準」第3条第1項(2)該当者 10万円
- (3) 「実施基準」第3条第1項(3)該当者 5万円

2 広域災害（地震・水害・大火等）により多数の出願者が生じた場合には、前項の給付額の見直し又は適用の停止を行うことがある。

(出願及び審査等)

第4条 出願及び審査等は、大学の定める「東京経済大学学生緊急経済支援制度規程」に基づき行う。なお、その事務は学生支援部学生課に委託する。

(奨学金受給者の決定)

第5条 奨学金受給者の決定は、前条の審査結果にかかる報告を受けて、会長が行う。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金の給付は、学生本人に通知した上で、父母の会事務局が行う。

(返還義務)

第7条 本内規により給付した奨学金については返還を要しない。ただし、本奨学金の給付を受けた学生が退学した場合、当該年度内にすでに給付した奨学金の返還を求めることがある。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、幹事会が行う。

付 則

この内規は、2001年(平成13年)11月3日から施行する。

付 則

この内規は、2004年(平成16年)10月30日から改正施行する。

付 則

この内規は、2010年(平成22年)4月1日から改正施行する。

付 則

この内規は、2011年(平成23年)4月1日から改正施行する。

付 則

この内規は、2014年(平成26年)5月10日から改正施行する。

付 則

この内規は、2022年(令和4年)4月1日から改正施行する。